

# 令和8年度 焼津市電気自動車普及促進事業補助金 交付制度の概要

焼津市では、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、市内の電気自動車の普及促進と温室効果ガス排出量の削減を図るため、自家用の電気自動車を新車で購入した方(個人)に対して、令和8年度焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱に基づき、購入に要した経費の一部を補助します。

## 1 申請受付期間

令和8年4月3日(金)～令和9年3月31日(水) ※申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

## 2 申請方法

補助金交付要綱に基づき、補助対象自動車の初度登録(検査)後に、所定の様式で申請してください。

※「補助金交付までの流れ」参照

## 3 補助対象自動車

次に掲げる要件のすべてを満たすものに限り、ます。

※ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、リース車両は補助対象外です。

- (1) 申請者が令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)に新車として新たに購入した、自家用(事業の用に供するものでないもの)で四輪の電気自動車(自動車検査証上の「燃料」が電気のみ)であること。
- (2) 自動車検査証上の「初度登録(検査)年月」が令和8年4月～令和9年3月であること。
- (3) 自動車検査証(又は自動車検査証記録事項)の「所有者」及び「使用者」が申請者本人であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、「所有者」が車両販売会社又はローン会社等であり、「使用者」が申請者であること。
- (4) 自動車検査証(又は自動車検査証記録事項)の「使用の本拠の位置」が申請者の住所であること。

## 4 補助対象者

次に掲げる要件のすべてを満たす個人に限り、ます(事業者は対象外)。

- ・自ら居住する市内の住宅において補助対象自動車を使用する方
- ・補助対象自動車を初度登録(検査)から継続して4年以上使用する方
- ・市税を滞納していない方
- ・令和5～7年度に焼津市から電気自動車普及促進事業補助金の交付を受けていない方

## 5 補助額等

一律5万円(1人1回限り)

※補助金交付予算額は100万円(20件)です。

※申請受付は環境課の窓口にて先着順で行います。申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

## 6 注意事項

- ・補助対象経費は、車両購入額から消費税及び特典が付与される決済手段(クレジットカードやスマホ決済アプリ等)により支払った額を除きます。
- ・補助金交付を受けた自動車は、初度登録(検査)から4年を経過するまで、売却、譲渡、廃棄又は担保に供すること等は認められません。また、使用の本拠の位置を市外に移転することも認められません。

## 補助金交付までの流れ

### 1 補助金交付申請兼実績報告

申請受付期間：R8.4/3(金)～R9.3/31(水)

申請は、必ず補助対象自動車の初度登録(検査)後に行ってください。

申請書兼実績報告書は、必ず申請者本人が署名し、その他必要書類と併せて環境課窓口まで直接お持ちください(先着順の受付であるため、原則郵送不可)。書類をお持ちいただくのは申請者本人でなくても構いません。

#### 【必要書類】

交付申請書兼実績報告書(押印不要。ただし、申請者本人の署名が必要)

対象自動車の自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の写し。

対象自動車の購入にかかる契約書又は注文書の写し

対象自動車の購入にかかる領収書の写し

※ローン購入により販売店から領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社へ発行された領収書の写し等

その他市長が必要と認める書類(基本的にはありません)

### 2 補助金交付決定兼確定

申請書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。交付決定がされた方には、申請書提出から7～10日程度で、市から「交付決定通知書兼確定通知書」を郵送します。

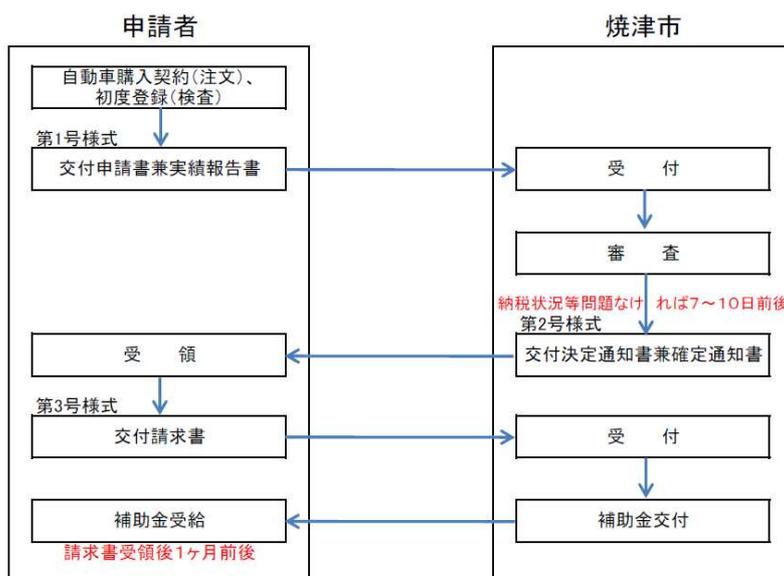
### 3 補助金交付請求

交付決定通知書兼確定通知書を受領したら、市指定の請求書(交付決定通知書兼確定通知書と併せて郵送します)を、速やかに環境課へ提出してください。

### 4 補助金交付

請求書の提出後、市から申請者に対し、口座振込にて補助金を支払います。

#### 【補助金交付までの手順フロー図】



#### 問合せ・申請先

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所市民環境部 環境課 (焼津市役所3階)  
TEL:054-626-2153 FAX:054-626-2183 Eメール:kankyo@city.yaizu.lg.jp